

### 建物の新・増改築や解体、用途変更には届け出が必要

一般住宅や店舗、事務所、倉庫などの建物については、登記・未登記に関係なく、毎年1月1日時点で完成している「家屋」として、その所有者に次年度の固定資産税が課税されます。

母屋などへの建て増しや、新たに建てられた小さな倉庫・小屋なども「家屋」となります。

固定資産税の「家屋」とは次の3つの条件を満たしたものです。一般的な建物はほとんど該当します。

①基礎工事を行い土地に定着している（土地定着性）

②屋根と3方向以上を壁で囲まれ、風雨をしのいで外界から分断された空間を持っている（外気分断性）

③居住、作業、貯蔵などの用途に利用できる状態である（用途性）。

建物を新築や増改築した場合は、本庁・課税課へご連絡ください。身分証明書を携帯した調査員が、事前に連絡を

して調査にうかがいます。また、建物を解体したときは「解家届」、住居などから店舗や事務所などに用途を変更したときは「用途変更届」の提出が必要です。届け出がないと、解体前や用途変更前の内容で課税される場合があります。

償却資産とは、土地・家屋以外の事業用の資産のことで、その減価償却費（額）は所得税法または法人税法による所得の計算上、必要経費または損金に算入されるものです。

### 償却資産の申告は1月31日までに

償却資産を持つている人は、1月1日現在の償却資産の状況を毎年1月31日までに償却資産が所在する市町村に申告しなければなりません。

また、申告するとき、法人は固定資産台帳や法人税申告書などをもとに、個人は所得税の申告（確定申告）における減価償却明細や固定資産を管理している帳簿などをもと

に、それぞれ申告してください。なお、対象者には申告書類を12月中旬に送付しています。新たに申告が必要となる人で、申告書がない場合は送付しますので、本庁・課税課へご連絡ください。

都市計画マスタープラン（素案）の説明会を開催

県と市では、将来の都市づくりに向けた方針を示す「都市計画マスタープラン」の改訂に取り組み中であり、この素案がまとまりましたので、次のとおり説明会を開催します。

▼とき・ところ ●1月21日（火）牛深支所2階・会議室 ●1月22日（水）天草市民センター12階・大会議室

※時間はいずれも午後7時から。

本庁（別館）・都市計画課

物品の購入契約などにかかる指名競争入札見積参加者の登録について

平成26・27年度に、市役所（支所、小・中学校、市立病院

### 浄化槽設置を予定している皆さんへ

浄化槽の設置工事ができるのは、浄化槽法に基づき、県に登録された浄化槽工事業者のみとなっています。

未登録の業者による工事は違法です。設置のときは、ご確認いただいたうえで工事を依頼し、設置届け出などの手続きをお願いします。

本庁・下水道課 ☎33498

### 防犯灯の工事をを行います！

1月から3月末まで、市が保有する市内全域の防犯灯のLED化工事を行います。

工事期間中、場所によっては、施工業者が民地内に立ち入ることもありますので、ご理解とご協力をお願いします。

本庁・まちづくり支援課



## 天草宝島起業塾アドバンスコースの参加者を募集

市と京都大学経営管理大学院は、平成23年12月に包括協定を締結し、「起業」や「新たな創業」に向けた取り組みとして、天草宝島起業塾を行っています。

この取り組みの一つとして『天草宝島起業塾アドバンスコース』を開催します。

ぜひ、ご参加ください。

■対象＝①新たな分野での創業を考えている中小企業・事業主②天草宝島起業塾基本コース修了者など。※原則として全講座に参加できる人。

■とき＝右下表のとおり（時間は変更することがあります）。

■ところ＝市内の会場（受講生に別途通知します）。

■内容＝起業・新たな創業に関する実践的な講義、個別相談、ビジネスマッチングなど。

■講師＝小林潔司氏（京都大学経営管理大学院経営研究センター長）、高村義晴氏（同センター特命教授）、小林繁紀氏（有）ブレイン・コンサルティング代表取締役）。

■定員＝40人程度（応募者多数の場合は、応募書類による選考を行い決定します）。

■受講料＝無料。

■提出書類＝受講者決定後、検討中の事業（起業または新規事業など）の計画書を提出いただく予定です（様式などについては別途通知予定）。

■申込方法＝1月15日（水）から同29日（木）までに、本庁・政策企画課に備え付けの応募用紙に必要事項を記入し、郵送または持参、電子メールで同課へお申し込みください。なお、応募用紙は市のホームページからも取得できます。

〔郵送・持参〕〒863-8631市内東浜町8-1（郵送の場合は住所記載不要） 天草市役所・政策企画課

〔電子メール〕kikaku@city.amakusa.lg.jp

開講期間 2月22日（土）～2月23日（日）	
2月22日（土） 10:00～17:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>●起業・新たな創業の実践的プロセス</li> <li>●起業・創業に重要な人のネットワークづくりとは</li> <li>●ビジネスマッチングとは</li> </ul>
2月23日（日） 9:00～15:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>●夢の実現（決断から実践まで）</li> <li>●個別相談</li> </ul>

本庁・政策企画課

## 天草市都市計画マスタープラン（素案）への意見を募集します

「天草市都市計画マスタープラン（素案）」について、市民の皆さんのご意見を募集します。なお、この素案は本庁（別館）・都市計画課または各支所担当課、本渡地区の各コミュニティセンター、牛深地区の各出張所のほか、市のホームページでも見ることができます。

■募集期間＝1月15日（水）から2月14日（金）まで。

■提出方法＝ご意見をまとめたもの（様式は自由に、住所・氏名を記入のうえ、本庁（別館）都市計画課まで提出（持参の場合は土・日曜日、祝日を除く）してください。また、ご意見が案のどの部分に対するものかを明記して

ください。なお、電話や口頭によるご意見は受け付けません。

〔郵送・持参〕〒863-0048市内中村町10-8-3 天草市役所・都市計画課

〔FAX〕④4266

〔電子メール〕toshikeikaku@city.amakusa.lg.jp



本庁（別館）・都市計画課